

事 務 連 絡
令和3年7月31日

（重要）本事務連絡は、7月30日（金）に決定された緊急事態宣言の区域変更及び期間延長等に係る事項について周知するものです。関係者に周知願います。

独立行政法人日本スポーツ振興センター
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本オリンピック委員会 御中
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
各 スポーツ 関 係 団 体

スポーツ庁政策課

7月30日に決定された緊急事態宣言の区域変更及び期間延長等について

7月30日、第71回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、新規陽性者数が高い水準にあり、その増加傾向が著しい地域がみられることなどから、8月2日以降については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域として、東京都及び沖縄県に加え、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加する変更を行うとともに、東京都及び沖縄県において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月31日まで延長し、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から令和3年8月31日までの30日間とすることが決定されました。

また、同じく7月30日に、8月2日以降については、法第31条の4第3項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域から埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を除外し、北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加する変更を行い、これらの道府県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年8月2日から令和3年8月31日までの30日間とする旨の公示がなされました。

さらに、上記を踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の改正が行われております。

加えて、同日付で各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年7月30日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）が発出されております。

各団体におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、各都道府県からの要請等の内容に十分に御留意いただき、引き続き、各事業者・業界において定められた業種別ガイドライン等に基づきながら、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。また、本件について、下記参考情報とあわせ、加盟・登録団体に対しても周知いただくようお願いいたします。

記

(参考資料)

- ・令和３年７月３０日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第７１回）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030730.pdf
- ・令和３年７月３０日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第７１回）における菅内閣総理大臣の発言
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202107/30corona.html
- ・令和３年７月３０日菅内閣総理大臣記者会見
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0730kaiken.html
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和３年７月３０日変更）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210730.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（令和３年７月３０日）
新旧対照表
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_taishou_20210730.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（令和３年７月３０日発出）
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210730.pdf
- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和３年７月３０日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210730.pdf

〔主な過去の事務連絡〕

- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和３年７月８日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_seigen_20210708_2.pdf

- ・催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等について（令和３年６月３０日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20210630.pdf
- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和３年６月１７日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210617_2.pdf
- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和３年５月２８日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210528.pdf
- ・特定都道府県及び重点措置区域以外の地域における催物の開催制限等に係る留意事項について（令和３年４月２７日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210427.pdf
- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和３年２月２６日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210226.pdf?2021027
- ・緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和３年２月４日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf
- ・来年２月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について（令和２年１１月１２日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113
- ・１１月末までの催物の開催制限等について（令和２年９月１１日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

〔その他〕

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- ・緊急事態宣言下における安全な運動・スポーツの実施について（令和3年1月8日付 各都道府県・指定都市スポーツ主管課宛 スポーツ庁健康スポーツ課 事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20210112-mxt_kouhou01-000004520_05.pdf

- ・新型コロナウイルス感染対策 スポーツ・運動の留意点と、運動事例について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791、2673） メール：sseisaku@mext.go.jp